

藤田医科大学医学部成績優秀者奨学金に関する規程

平成28年規程第15号

施行 平成28年9月1日

改正 令和元年9月1日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学（以下、本学という）の医学部学生のうち、入学時の成績又は在学時の学業成績が特に優秀な者に対し、奨学金を貸与することにより、優秀な学生を受け入れるとともに、学生の勉学意欲の向上及び本学の発展に寄与する愛校心にあふれた優秀な人材を輩出することを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 この規程の定めにより奨学金を本学から借り受ける医学部学生を奨学生という。

2. 奨学生となる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 本学医学部に在籍し、かつ留年経験のない学生で、次のいずれかに該当する者

ア 医学部が指定する入学試験の成績上位者

イ 第2学年以上の学生のうち、医学部が指定する試験の成績上位者（員数の1/3以上）

(2) 本学医学部に在籍し、医師の資格を取得後、直ちに本学病院又は本学で指定した医療施設（以下「返還免除施設等」という）で医師の業務に継続して従事することを奨学金貸与申請書提出時に誓約できる者

(3) 連帯保証人1名及び保証人若干名を付けることができる者

3. 奨学生は第6条に定める貸与期間の満了又は第8条第1項各号の事由に該当した時をもって、その資格を喪失する。

(奨学生の決定等)

第3条 医学部長は、前条第2項第1号に該当する者に対し、成績最上位から順に第5条第1項（同条第3項の定めにより新たに奨学生を決定する場合も同じ）に定める人数の候補者を指名し、候補者として指名した旨を通知する。

2. 前項の通知を受けた者で、この規程に基づく奨学金の貸与を希望する候補者は、奨学金貸与申請書及び誓約書を医学部長の指定する日までに大学事務局学務部医学部学務課（以下、学務部医学部学務課という）に提出する。なお、所定の指定日までに本項に定める奨学金貸与申請書及び誓約書を提出しなかった者又は記載事項の不備を是正しない者は、奨学生となる資格を辞退したと見なし、医学部長は新たに候補者を指名通知することができる。

3. 医学部長は、前項に定める奨学金貸与申請書及び誓約書を提出した候補者から奨学生を決定する。

(奨学金の貸与額)

第4条 奨学金の貸与額は、1年当たり1,500,000円とする。

(奨学生の定員)

第5条 奨学生の定員は、各学年15人以内とする。ただし、その内訳は次の各号のとおりとする。

(1) 医学部が指定する入学試験の成績により決定する奨学生の定員（以下、入学時定員）は、10人を上限とする。

(2) 医学部が指定する第2学年の試験成績により決定する奨学生の定員は、定員から入学時定員を減じた人数とする。

2. 前項各号の具体的な人数については教授会の審議を経て、理事会にて決定する。

3. 第1項各号の定員について第8条の定めにより奨学金の貸与が中止された者があるときは、医学部が指定する第4学年の試験成績により当該人数の範囲で新たに奨学生を決定することができる。

(奨学金の貸与期間)

第6条 奨学金の貸与期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 医学部が指定する入学試験の成績により奨学生となった者は、第1学年から第6学年までの6年間

(2) 医学部が指定する第2学年の試験成績により奨学生となった者は、第3学年から第6学年までの4年間

(3) 医学部が指定する第4学年の試験成績により奨学生となった者は、第5学年及び第6学年の2年間

(貸与方法)

第7条 奨学金は、本学所定の期日をもって、1年分毎に奨学生の銀行口座に一括して振り込むものとする。

2. 奨学生は、次の各号の行為をしてはならない。

(1) 奨学金を借り受ける権利の譲渡、地位の承継

(2) 第三者への取立て又は代理受領の委任

(3) 賭博、消費貸借、贈与その他奨学金の目的に照らし、不適当な奨学金の使用

(奨学金の貸与の中止)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、奨学金の貸与を中止するものとする。

(1) 休学したとき

(2) 死亡したとき

(3) 退学したとき、又は除籍となったとき

(4) 留年したとき

(5) 第2条第2項第1号イを満たさないとき

(6) 本学の規則等に違反し、懲戒処分を受けたとき

(7) この規程に違反したとき

(8) その他奨学生として適性を欠くと判断されたとき

2. 前項第1号の場合において、その事由がなくなり、奨学生であった者が復学を願い出たときは、医学部長の決定により奨学金の貸与を再開することがある。

(奨学金の一括返還)

第9条 奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当したときは、借り受けた奨学金を当該事由が発生した時から1ヵ月以内一括して返還しなければならない。

(1) 前条第1項第1号又は同項第3号乃至第7号のいずれかに該当したとき

(2) 大学を卒業した日の翌年3月末日までに医師国家試験に合格しなかったとき

(3) 医師となった後、直ちに返還免除施設等で業務に従事しなかったとき

(4) 医師となった後、直ちに返還免除施設等で業務に従事したが、返還を免除することとなる次条に定める期間継続して業務に従事しなかったとき

2. 前項第2号乃至第4号の場合において奨学生であった者から所定の方法により申出があったときは、医学部長の決定により分割による返還を認めることができる。ただし、その期間は、奨学金貸与期間の3倍(15年)を超えることができないものとする。

3. 奨学生であった者が期限までに奨学金を返還しないときは、年率14.6%の遅延利息を加算して請求するものとする。

(奨学金返還の免除)

第10条 本学は、奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当したときは、貸与した奨学金の全額について返還を免除する。

(1) 本学を卒業し、かつ医師の資格を取得した後、直ちに返還免除施設で医師の業務に従事した期間(以下、業務従事期間という)が奨学金貸与期間以上となったとき

(2) 奨学生又は奨学生であった者が死亡したとき

2. 業務従事期間は、5年を上限とする。

3. 本学は、第1項第1号の業務従事期間が、奨学金貸与期間に満たないときは、業務従事期間に応じ貸与を受けた奨学金の一部について返還を免除する。

4. 業務従事期間は、端数を切り上げて算出する。なお、業務従事期間には、第1号及び第2号の期間を含み、第3号の期間を含めない。

(1) 初期及び後期研修の2年間

(2) 本学後期研修プログラムに則った大学院医学研究科大学院生として在学し、指導教授の指示のもと返還免除施設等において医師として従事した期間及び本学医学部教員として業務に従事した期間

(3) 疾病、災害、育児休業その他やむを得ない事由により業務に従事することができなかった期間

(奨学金の返還猶予)

第11条 奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、願い出により、当該事由が止みたる時まで奨学金の返還を猶予することがある。

(1) 本学医学部に在学中であるとき

- (2) 医師となった後直ちに返還免除施設等で業務に従事しない者で、初期臨床研修後、速やかに返還免除施設等で業務に従事することを誓約したとき
- (3) 疾病等やむを得ない理由により、直ちに返還することが困難となったとき

(届出)

第12条 奨学生及び奨学生であった者のうち奨学金の返済が完了しない者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその事実が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を医学部長に届けなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき
 - (2) 返還免除施設等にて業務に従事したとき
 - (3) 返還免除施設等を返還免除に相当する期間前に退職したとき
 - (4) 連帯保証人又は保証人に関する届出事項に変更が生じたとき
2. 連帯保証人は、奨学生が死亡したとき又は病気その他やむを得ない理由により修学、業務を継続することが困難と認められるときは、その事実が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を医学部長に届けなければならない。
3. 奨学生は、連帯保証人若しくは保証人が死亡したとき又は連帯保証人若しくは保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人又は保証人を立て、速やかにその旨を医学部長に届けなければならない。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、学務部医学部学務課で行う。

(改正)

第14条 この規程の改正は、理事会の決議による。

- 2. この規程は、法令の改正、社会環境又は経済事情の変動その他の事情に伴い、改正することがある。

附則

- 1. この規程は、平成28年9月1日から施行し、平成29年度入学生から適用する。
- 2. 平成30年10月10日一部改正
- 3. 令和元年9月1日一部改正